

## 事業計画の概要

### <事業の全体計画>

当社は、廃棄物を国際資源と捉え、手解体、手選別という手法により、再資源化・有効利用していく「循環型社会の構築」に貢献して参ります。

当社は現在、栃木県より産業廃棄物処分業（中間処理（破砕、減容、粉砕）廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く））の許可と、栃木県・福島県・群馬県・茨城県より産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く）（栃木県は積替え保管を含む）（宇都宮市、郡山市については法改正の収運業の合理化に伴い、H23.3.31 失効））の許可を取得してすでに事業を営んでおり、製造業並びに金融業を営む排出業者等から処理の要請を受け、今後も事業を継続して参ります。

### <産業廃棄物収集運搬業について>

#### 1. 産業廃棄物収集運搬量（/月）

|          |      |                       |     |     |     |              |     |     |
|----------|------|-----------------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|
| 廃プラスチック類 | 5 t  | 紙くず                   | 3 t | 木くず | 2 t | ゴムくず         | 1 t |     |
| 金属くず     | 10 t | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |     |     | 5 t | 前述のうち石綿を含むもの |     | 1 t |

#### 2. 具体的な計画

○環境負荷抑制のために、軽油の消費削減及びCO2排出量の削減に努めます。

○収集運搬作業中の破損及び落下等の事故の防止に努めます。

#### 3. 環境保全措置の概要

○運搬に際し講ずる処置

##### ・飛散対策

廃機械類は、カゴ型軽量ボックスパレットを使用し、シートを被せロープで固定します。紙くず、木くずはトラックのあおりの高さ以下に積載し、シートを被せロープで固定します。石綿を含むものについては、他のものと分け、フレコンバックを使用し飛散を防止します。

##### ・悪臭対策

運搬する産業廃棄物から悪臭が発生しないよう必要に応じ、容器やシートを用いるとともに運搬車輛及び施設の清掃に努め、清潔に保つよう留意します。

○積替保管に講ずる処置

施設を定期的に点検し、保管する産業廃棄物が飛散し、流失し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講じます。

ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう、施設の清掃に努め、必要に応じ薬剤の散布その他の措置を講じます。

### <産業廃棄物処分業について>

#### 1. 産業廃棄物処分量（/月）

|                       |        |      |        |      |          |
|-----------------------|--------|------|--------|------|----------|
| 廃プラスチック類              | 94.4 t | ゴムくず | 57.6 t | 金属くず | 115.2 t  |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |        |      | 76.8 t | 木くず  | 3,360.0t |

#### 2. 具体的な計画

○再生入荷物及びリサイクル品の取扱量の増加による資源・素材の再利用及び再生利用を促進します。

○自社発生再生原料による製品化を推進して参ります。

#### 3. 環境保全措置の概要

○騒音に関しては、建屋内であり当工場地は規制地域外であるが、「栃木県公害防止条例に基づく規制基準」に準じます。